

平成三十年十一月二十八日提出
質問第九一號

障害者用宿泊施設の認証マーク制度に関する質問主意書

提出者 松原 仁

障害者用宿泊施設の認証マーク制度に関する質問主意書

東京都では、障害のある人の保養等を目的として認定された施設を利用する場合、本人・付添人を対象とした助成制度（東京都障害者休養ホーム事業）を実施しているが、当該事業に認定される施設はバリアフリー等、障害者に配慮した一定の設備が満たされていることが基準になっている。そのため、当該事業に認定された施設は、障害者が利用しやすく、安心して宿泊することができる。

一方、バリアフリーを謳って障害者も利用できる旨の宣伝をしておきながら、いざその施設に行ってみると、車椅子利用者が実際には利用できない施設が存在する。車椅子の利用者が施設を利用する場合、本来はトイレ内で車椅子が回転できるスペースを設けるなど、障害者にとって必要不可欠な設備を備えていなくてもはならないのに、単に玄関にスロープが設置されている等だけで、「車椅子でも利用可」と表示している施設が散見される。

こうした問題を引き起こしている原因は、障害者向けの宿泊施設に関して、利用者にとって必要な設備が備わっているかどうかを事前に判断するための情報が提供されていないことにあると考える。

そこで以下質問する。

一 障害者用宿泊施設に関し、国として、備えるべき設備の基準は定めているか。

二 二〇一九年のラグビーワールドカップや二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックの際には、沢山の外国人が日本に来ることが予想され、その中には障害を持つ人も多数いると考えられる。こうした外国人旅行者の障害者に対して、障害者が利用可能な施設かどうかを明示するための制度は整備されているか。

三 高齢者に優しい宿泊施設として、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が、「シルバースター」なる制度を設け、高齢者が利用しやすい施設を明示しているが、障害者に対して同様の制度は存在するか。もし存在しない場合には、国が主導して、全国統一の認証マーク制度を作る計画はないか。

右質問する。